

大阪市規則第21号

大阪市中心区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市中心区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第143号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
（事務分掌） 第3条 中央区役所の事務分掌は、次のとおりとする。 [略] 市民協働課 [(1)～(10) 略] <u>(11) 学齢児童及び生徒の就学、小学校及び中学校の通学区域の設定その他区内の学校事務に関すること（区長が定めるものに限る。）</u> 窓口サービス課 [(1)～(12) 略] (13) 学齢児童及び生徒の就学、小学校及び中学校の通学区域の設定その他区内の学校事務に関する<u>こと</u>。ただし、他の課の<u>所管に属するものを除く。</u> [略]	（事務分掌） 第3条 [同左] [同左] 市民協働課 [(1)～(10) 同左] [新設] 窓口サービス課 [(1)～(12) 同左] (13) 学齢児童及び生徒の就学、小学校及び中学校の通学区域の設定その他区内の学校事務に関する<u>こと</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。